

事務連絡  
令和3年11月1日

各都道府県、関係政令指定都市  
河川担当課長 殿  
下水道担当課長 殿  
(以上、各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐  
下水道部 流域管理官付 課長補佐

### 雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（固定資産税）の創設について

今般、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）による特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の改正により、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（以下「本制度」という。）が新たに創設され、当該制度について、令和3年11月1日に施行されたところです。

それに伴い、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、市町村が条例を定めることで固定資産税を減税する特例措置が創設されております。

特例措置の概要等については、別添のとおりです。

本制度の内容・趣旨をご理解いただき、本制度の積極的な活用をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、関係市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

## 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(1/5)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設。

### 施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

#### 【適用期限】

3年間（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年1月1日）～令和6年3月31日）の特例措置を創設。

# 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(2/5)

## <新たな制度の概要① 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）（抄）>

(定義)

第2条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川(河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川をいう。以下同じ。)であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限って指定するものをいう。

2～5 (略)

6 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

7～9 (略)

(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)

第11条 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画(以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。)を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県(当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に設置しようとする場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。

2・3 (略)

(認定の基準)

第12条 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

2 (略)

(認定事業者に対する助言及び指導)

第15条 都道府県知事等は、第11条第1項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

# 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(3/5)

## <新たな制度の概要① 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）（抄）>

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）

第6条 法第11条第1項の認定の申請は、別記様式第一の申請書を都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。第8条及び第11条において同じ。）に提出して行うものとする。

2～4 （略）

（雨水貯留浸透施設の規模）

第8条 法第12条第1項第1号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為（法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量（以下この条において「特定貯留量」という。）が30立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害（法第2条第3項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第11条において同じ。）の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、0.1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）

第9条 法第12条第1項第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）

第10条 法第12条第1項第4号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第11条 法第12条第1項第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、10年を超え50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

# 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(4/5)

## <新たな制度の概要② 下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）>

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第25条の2 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域（第4条第1項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、都市機能が相当程度集積し、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域）であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害（同項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。）の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第10条第3項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第25条の10 浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

### 2・3 （略）

（認定の基準）

第25条の11 公共下水道管理者は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

（認定事業者に対する助言及び指導）

第25条の14 公共下水道管理者は、第25条の10第1項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

# 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(5/5)

## <新たな制度の概要② 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）（抄）>

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）

第17条の6 法第25条の10第1項の認定の申請は、別記様式第15の申請書を公共下水道管理者に提出して行うものとする。

2～4 （略）

（雨水貯留浸透施設の規模）

第17条の8 法第25条の11第1号の国土交通省令で定める規模は、雨水を貯留する容量が30立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水を貯留する容量を0.1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）

第17条の9 法第25条の11第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）

第17条の10 法第25条の11第4号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第17条の11 法第25条の11第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、10年を超え50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

## (参考)地方税法 関係条文抜粋

地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第15条第46項 次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第389条の規定の適用を受ける場合には、3分の1）を乗じて得た額とする。

- 一 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第15条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの
- 二 下水道法第25条の14に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第25条の10第1項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）（抄）

附 則

（政令附則第11条第2項第1号の倉庫等）

第6条第86項 法附則第15条第46項第1号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第11条第1項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

第6条第87項 法附則第15条第46項第2号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。